

社会福祉法人はまゆう会 役員の報酬の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はまゆう会 定款第21条の規定に基づき、役員の報酬の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 理事長に対しては、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 報酬は、その選任された月から任期満了による退任又は死亡等によってその職を失った場合には、失職の日の属する月まで支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、所長としての立場を有する者には、報酬は支給しない。

(報酬の額及び支給方法)

第3条 報酬は、次のとおりとする。

役職	報酬(月額)
理事長	50,000円

2 報酬の支給方法は、本会職員給与規程の例による。

(補足)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は令和5年4月1日から施行する。